

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税非課税世帯と令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受け取るためには、以下の手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

半田市が確認書（または申請書）を受理した日から2週間後（予定）

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

半田市から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、半田市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、**返信してください**。



【確認事項】

- ① 記載された給付金振込み口座番号等に誤りがないか
(特別定額給付金が振り込まれた口座が記載されています。)
- ② 世帯全員が住民税を課税されている方からの扶養を受けていないか
- ③ 世帯員に住民税課税相当の所得がある未申告者がいないか

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安（半田市の場合）単身の場合：93万円以下、配偶者等を1名扶養している場合：137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



配偶者からの暴力を理由に避難している方へ



配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、半田市に住民票を移すことができないであっても、その方の世帯全員が住民税非課税である場合は、支給対象となります。申出書等を提出していただく必要があるため、下記の問合せ先までご連絡ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (土日・祝日を含む)

半田市臨時特別給付金事業実施本部
「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」窓口

0569-84-0600

受付時間 平日8:30~17:15

(水曜のみ、19:15まで)